

業務委託仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称：令和5年度 志摩市内小中学校施設非構造部材耐震診断等業務委託
2. 内容：対象施設の非構造部材となる各部位（「Ⅰ. 天井」「Ⅱ. 照明器具」「Ⅲ. 窓・ガラス」「Ⅳ. 外壁（外装材）」「Ⅴ. 内壁（内装材）」「Ⅵ. 設備機器」「Ⅶ. テレビなど」「Ⅷ. 収納棚など」「Ⅸ. ピアノなど」「Ⅹ. エキスパンション・ジョイント）の耐震性と劣化度を3段階（A～C）で判定するための調査業務（以下、劣化度調査業務という）を行う。また、その調査結果をもとに改善のための手法案・工法案を提案する。
3. 対象：別紙「各学校別の対象箇所一覧」による。
4. 委託業務期間：契約日から令和6年1月31日まで

II. 業務仕様

1. 適用図書

当該仕様書の調査に係る基準等は「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版 文部科学省）・学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成31年3月追補版 文部科学省）」（以下、「ガイドブック」という）を準用する。

2. 業務計画書等

- （1）受注者は、契約後14日以内に業務計画書を発注者に提出しなければならない。
- （2）管理技術者は、業務計画書をもとに、発注者と調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、必要な資料等の貸与を受けること。
- （3）管理技術者は、調査の対象となる学校施設の担当者と日程調整の上、施設別に調査予定日時等を表示した調査日程等計画表を提出すること。

3. 耐震性・劣化度調査業務

- (1) 現地調査は、事前に発注者及び施設管理者と日程を調整のうえ行うこと。
- (2) ガイドブックに基づき、点検項目ごとに図面調査や目視調査で耐震性や劣化度を調査すること。また、必要に応じて、施設管理者からの聞き取り調査や、各種保守点検結果、さらには全面的な改修年からの経過年数等を考慮した上で判定すること。
- (3) 調査結果は耐震性・劣化度についてA、B、Cの3段階で判定し、別紙「点検チェックリスト（学校設置者用）」の「専門家」チェック欄に記入すること。なお、明らかな危険が確認できた場合は、速やかに発注者及び施設管理者に報告すること。
- (4) 「点検チェックリスト」は、対象箇所ごとに作成すること。
- (5) 「点検チェックリスト」は、発注者と協議の上、必要に応じて追記、削除、加工できる。
- (6) 「点検チェックリスト」は、対象箇所が非常に多くなるため、発注者と協議の上、非構造部材の状況や調査結果が同類のものであれば、まとめて整理して作成できる。
- (7) 次の場所は、発注者と協議の上、調査範囲から除外できる。ただし、除外した部分については「点検チェックリスト」に明示すること。なお、当該部分の状況から判断して、劣化等が認められる場合は、その状況を調査結果として記載することとする。
 - ・対象となる非構造部材がない箇所
 - ・点検口がない、又は点検口があっても容易に調査ができない天井裏及び床下
 - ・仮設足場等が必要であり、脚立等での対応が難しい箇所
 - ・その他物理的、安全上の理由などにより調査が困難な場所等
- (8) 現地調査により、新たに判定の必要な箇所が判明した場合は、発注者と協議の上、調査に加えること。
- (9) 「点検チェックリスト」の記載方法や判定基準は、ガイドブックを参照すること。
- (10) 耐震性・劣化度の判定（A～C）にかかわらず、その評価の根拠となる写真を撮影し、対象箇所（部屋・スペース）ごとの代表的な部分について、状況に応じた枚数（1部屋5枚程度）の写真を「点検チェックリスト」に添付すること。写真については、対象箇所が分かるように撮影箇所を記載すること。
- (11) 耐震性・劣化度の判定がCとなった箇所については、改善のための手法案・工法案を「点検チェックリスト」の特記事項に記載すること。
- (12) すべての「点検チェックリスト」は、集計表にまとめること。

4. 調査及び判定について

現地調査及び判定をする者は、建築士法に定める一級建築士とすること。

5. 報告書及び電子データの提出

(1) 受注者は、次の報告書を清書し、写真等の整理を行う。

(2) 報告書及び作成部数

①点検チェックリスト [1部]

②対象箇所の写真帳 [1部]

・ A4用紙に写真5枚程度でまとめたもの。対象箇所が分かるよう記載し、撮影箇所を示した概略図（寸法等は省略することができる）を添付すること。

(3) 電子データ [1部]

・ 上記の①～②の各報告書に係るもの。

6. 完成、納品

(1) 業務が終了した際は、完成報告書を発注者へ提出すること。

(2) 成果品は学校ごとにファイルに上記書類を綴じて提出すること。

7. その他

(1) 本仕様書の記載事項、記載のない事項等について疑義がある場合は、別途協議の上、業務の実施を遂行するものとする。

(2) 業務完了後であっても各報告書の内容に関して、受注者は発注者からの問い合わせに対し誠意を持って対応することとする。

(3) 当該仕様書にない取決め事項については、三重県業務委託共通仕様書による。